

身近な相談窓口「地域包括支援センター」

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう介護サービスをはじめ、保健、福祉、医療、健康など、さまざまな相談に応じ、高齢者の生活を総合的に支えるための地域の中核機関として市内7カ所に設置されています。心配なことやお困りのことがありましたら、お気軽にご相談ください。

施設名	住所（電話番号）
西部地域包括支援センター	昭和190-4462 老健くしろ内（☎55-2666）
中部北地域包括支援センター	文苑4-65-2 ふみぞの東陽ビル1階（☎36-1233）
中部南地域包括支援センター	堀川町8-43 ケアコートひまわり内（☎24-1102）
東部北地域包括支援センター	鶴ヶ岱1-10-46（☎42-0600）
東部南地域包括支援センター	春採4-10-15 望洋ふれあい交流センター内（☎42-8222）
阿寒地域包括支援センター	阿寒町中央1-4-1 阿寒町行政センター内（☎66-2121）
音別地域包括支援センター	音別町中園2-119-1 音別町福祉保健センターほほえみ内（☎01547-9-5252）

問合せ 市役所介護高齢課高齢福祉担当（☎23-5185）



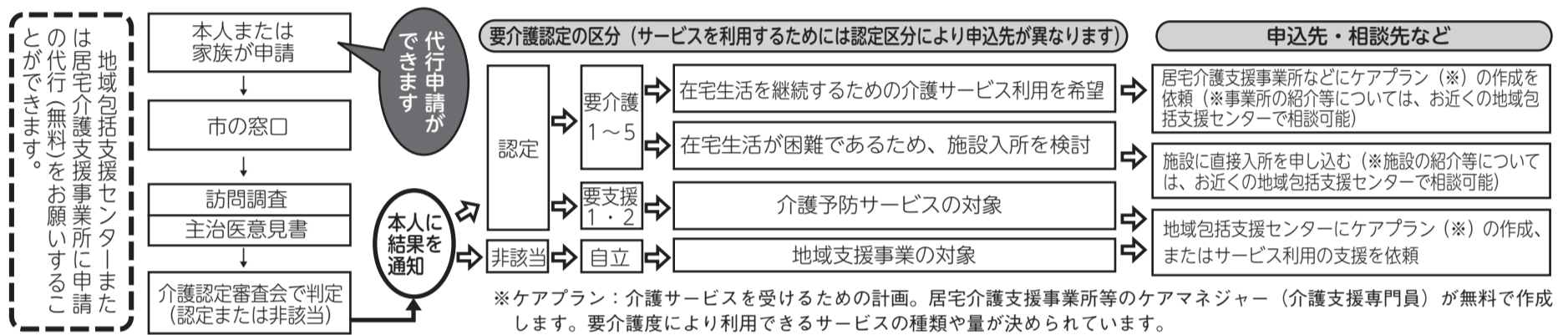
- 介護サービスの利用を開始したとき
- 介護事業所や入所施設の情報が欲しいとき
- 認知症のような症状で日常生活に支障があるとき
- 足腰が弱り、日常生活に支障が出始めそうとき
- 介護の仕方が分からないとき
- 介護のことでどこに相談してよいか分からないとき
- 虐待されているような高齢者を見つけたとき
- 消費者被害が疑われる高齢者を見つけたときなど

介護保険サービスを利用するためには

介護保険にはさまざまなサービスがあり、利用するためには「要介護認定の申請」が必要です。要介護認定の申請は、介護保険のサービスが受けられるかどうか、市が確認する手続きです。介護や支援が必要になったと感じたら、お気軽に介護高齢課、またはお近くの地域包括支援センターへご相談ください。

◆要介護認定申請の手続き方法◆ 問合せ 市役所介護高齢課介護認定担当（☎31-4597）

対象となる方は65歳以上の方、または40歳から64歳までの特定疾病（脳血管疾患や糖尿病などの16種類の疾病）が原因で介護が必要な方



◆利用できるサービス◆ 問合せ 市役所介護高齢課介護給付担当（☎31-4553）

要介護（要支援）の認定を受けた方は、ケアプランに基づいて以下のようなサービスを利用できます。サービスを利用する場合の本人負担は、掛かった費用の1割（8月から一定以上の所得がある65歳以上の方は2割）となります（詳しくは、広報くしろ5月号をご覧ください）。要介護の区分ごとに定められた限度額を超えた場合、超えた部分は全額自己負担となります。

自宅で生活を続ける場合の主なサービス

- ・**居宅サービス（訪問サービス）** ホームヘルパーや看護師などに自宅を訪問してもらい、食事・入浴・排泄などの介助や家事援助などを受けられます。
- ・**通所サービス（通いサービス）** デイサービスなどに通って介護やリハビリなどを受けられます（送迎もあります）。
- ・**短期入所（泊まりサービス）** 緊急時などに一時的に短い期間だけ施設に入所して介護などを受けられます。ショートステイともよばれます。
- ・**小規模多機能型居宅介護** 同じ事業所において、上記3つのサービス（訪問・通い・泊まり）を組み合わせて受けられます。
- ・**福祉用具貸与** 日常生活の自立を助けるための福祉用具（車いす、歩行器、つえなど）が借りられます。
- ・**福祉用具購入、住宅改修** 貸与になじまない福祉用具（入浴・排泄などに使用するもの）の購入や住宅の改修のための費用の一部が支給されます。

施設へ入所する場合の主な施設種類

- ・**特別養護老人ホーム** 常に介護が必要で、在宅での生活が極めて困難である方を受け入れる施設です。
 - ・**老人保健施設** 在宅生活への復帰を目指したりリハビリを目的とする方を受け入れる施設です。
 - ・**認知症高齢者グループホーム** 認知症の方が共同生活を通じて介護や日常生活支援を受けるための施設です。
- ※上記施設サービスの他に、介護付き有料老人ホーム、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などがあり、これらは入所しながら介護サービスを利用する場合には介護認定が必要となりますが、介護認定のない方でも入所できます。ただし、将来介護度が重くなった場合の入所継続の可否については各施設により対応が異なりますので、契約時の確認が大切です。

介護保険サービスの利用者負担の軽減制度があります

社会福祉法人および民間等サービスの負担軽減

介護サービスを利用し、世帯全員が市民税非課税者で、収入・資産など一定の要件を満たす方は、申請により負担が軽減されます。

- 対象サービス** 訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護および介護老人福祉施設（特養）などのサービス費、食費、居住費（滞在費）
- 軽減割合** 4分の1

※軽減事業の申請用紙は契約先のケアマネジャーまたは介護高齢課で受け取ってください。

食費・居住費等の負担軽減

世帯全員が市民税非課税の方は、介護保険施設（特養、老健など）に入所やショートステイした場合、自己負担となる食費と居住費などが申請により負担限度額（右表）を超えた分が軽減されます。

区分	居住費の種類		食費
	多床室（相部屋）	ユニット型個室	
世帯全員が市民税非課税	課税年金収入等の合計額が80万円以下 日額 370円	日額 820円	日額 390円
	上記の金額が80万円超 日額 370円	日額 1,310円	日額 650円

高額介護サービス費等の支給

介護サービス費用の1割（2割）の自己負担額（食費・居住費等を除く）の合計が1カ月で上限額（右表）を超えた金額が申請により支給されます。

区分	自己負担額上限
世帯全員が市民税非課税	課税年金収入等の合計額が80万円以下 1万5,000円
	上記の金額が80万円超 2万4,600円
一般	3万7,200円
現役並み所得相当（※）	4万4,400円

※現役並み所得相当は平成27年8月分からの制度です。詳しくは8ページをご覧ください。

申請には、本人の印鑑、通帳、領収書などが必要となります。